

工事に係る受注者提出書類のチェックリスト

このチェックリストは、標準的な内容のみを挙げており、個々の工事で必要な書類は、適宜追加すること。

工事名		受注者
請負金額		

書類名	添付書類	対象工事	提出時期	備考	根拠法令、文書等
手持ち工事量報告書		指名競争入札で、契約金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事	契約締結前	この様式は、管財契約課から受注者に渡し、契約担当課に提出するように依頼している。	
建設リサイクル法に係る説明書		建設リサイクル法に該当する500万円以上で特定建設資材を使用または特定建設資材廃棄物が発生する工事	契約締結前	・伐採木、伐根材は対象外	建設リサイクル法第12条 建設リサイクル法施行令第2条
請負代金内訳書		入札を行う全ての工事	契約後7日以内	入札時に提出される「工事費内訳書」に、法定福利費の記載があれば、契約後の提出は不要。	契約約款第3条 共通仕様書3-1-1-1
工事着工について(届)・現場代理人届・主任技術者届	資格者証の写し 常勤書類の写し	請負対象額50万円以上の工事	契約後7日以内 (工程表の提出期限と同じとする)	変更が生じた場合、速やかに変更届を提出	契約約款第10条 工事請負契約書(乙)第7条
監理技術者届	資格者証の写し 常勤書類の写し	請負対象額が6,000万円以上(建築1式工事は1億円以上)、または、 下請に出す合計金額が、 建設工事4,500万円以上 (建築一式工事7,000万円以上)	契約後7日以内 (工程表の提出期限と同じとする) 決定後速やかに		契約約款第10条
工程表		請負対象額50万円以上の工事	契約後7日以内	変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出	契約約款第3条 共通仕様書3-1-1-2
各種保険の付保証明書の写し	請負業者賠償責任保険	請負対象額130万円以上の工事	速やかに	工期延期により、保険期間に変更が生じた場合、速やかに変更後の付保証明書の写しを提出	契約約款第50条 特記仕様書
	建設工事保険(組立保険)	加入が必要と判断される工事			
	火災保険				
	法定外の労災保険	請負対象額50万円以上の工事			
施工体制台帳等	施工体制台帳	全ての工事	契約後7日以内 (工程表の提出期限と同じとする)	・下請工事着手までに ・記載事項に変更があったとき速やかに ・下請負人の記載については、建設業法で規定される者及び警備会社に係る者を記載。(資材納入、調査・運搬業務等は記載不要) ・下請負人がいない場合はその旨の報告を受ける	建設業法第24条の8 共通仕様書1-1-1-10及び島根県特記事項1-1-1-10 1項
	施工体系図				
	再下請負通知書				
	契約書又は注文書・請書の写し				
建退共掛金収納書届出書		全ての工事	契約後1ヶ月以内		共通仕様書1-1-1-40
建退共掛金収納書精算書		全ての工事	完成時		共通仕様書1-1-1-40
中間前払金認定請求書 (中間前払金請求書)	計画工程表兼工事履行報告書	契約書特約条項の中間前払いを適用した場合		要件(工期の1/2を経過かつ工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が請負額の1/2以上の額の消化)に該当するもの	計画工程表兼工事履行報告書は、すでに提出済みの履行報告で判断ができれば添付不要。
部分払申請書 (部分払請求書)	計画工程表兼工事履行報告書	契約書特約条項の部分払いを適用した場合	請求は月1回まで		計画工程表兼工事履行報告書は、すでに提出済みの履行報告で判断ができれば添付不要。
工期延期願 (工期変更の協議書)	気象資料、変更工程表等	必要が生じた場合	協議結果通知後速やかに	事前協議及び結果通知を行う	契約約款第22条 共通仕様書1-1-1-15
工事完成通知書	竣工写真 (1枚)	請負対象額50万円以上の工事	完成後速やかに		共通仕様書1-1-1-20 契約約款第32条 工事請負契約書(乙)第7条
簡易工事完成通知書	竣工写真(1枚)	請負対象額50万円未満の工事	完成後速やかに		工事請負契約書(乙)第7条
施工計画書		全ての工事	工事着手前	・記載内容変更時も速やかに提出 ・簡易な工事は項目一部省略可	共通仕様書及び島根県特記事項1-1-1-4
計画工程表兼 工事履行報告書		全ての工事	毎月末	工程表に実績を記入	共通仕様書1-1-1-24 契約約款第11条
起工測量結果		全ての工事	工事着手後速やかに	設計図書(貸与資料を含む)との差違がない場合は、資料の提出は不要なし。ただし、測量を行った事実については、工事打合簿にて報告すること。	共通仕様書1-1-1-37
工事打合簿		全ての工事において必要が生じた場合	適宜	押印不要	
電子媒体納品書 (検査前提出:CD-R正副2部)	電子成果品 事前チェックシート(検査前必ず)	小規模な工事を除く、電子納品とした工事	竣工検査前		共通仕様書3-1-1-7
コリンズ関係		工事請負代金額が500万円以上の工事	契約後10日以内	「登録のための確認の願い」を作成し監督職員の確認を受ける	共通仕様書1-1-1-5
再資源化等報告書		建設リサイクル法に該当し、再資源化を行った工事	特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了後		建設リサイクル法第18条
工事特性・創意工夫・社会性 等に関する実施状況		施工計画書等により事前に監督職員に提出した工事	工事完成時までに		共通仕様書3-1-1-10
熱中症対策に係る現場管理 費補正に関する実績報告		施工計画書等により補正対象とした工事	設計変更時(精算時の積算に使用)		
工事完成図		全ての工事	完成後速やかに	電子納品の場合はCD-R又はDVD-R	共通仕様書1-1-1-19
工事写真	整理条件	全ての工事	完成後速やかに	電子納品の場合はCD-R又はDVD-R整理条件に基づき整理し、必要以上の写真がないこと。	共通仕様書 写真管理基準(案)
	撮影頻度	全ての工事(小規模な工事は、整理条件にまとめることにより提出不要とできる。)	完成後速やかに	電子納品の場合はCD-R又はDVD-R電子データの場合は、必ずデータの選別・整理がしてあること。	共通仕様書 写真管理基準(案)
出来形管理図面		500万円以上で構造物等を有する工事	完成後、検査前(中間)	A3、縮小版可 文字が判別できること(必須)	共通仕様書1-1-1-23 共通仕様書土木工事施工管理基準
出来形管理図表		500万円以上で構造物等を有する工事	完成後速やかに	電子納品の場合はCD-R又はDVD-R500万未満はグラフ不要	共通仕様書1-1-1-23 共通仕様書土木工事施工管理基準
品質管理資料		500万円以上で品質管理を必要とする工事	完成後速やかに	電子納品の場合はCD-R又はDVD-R500万未満はグラフ不要	共通仕様書1-1-1-23 共通仕様書土木工事施工管理基準

契約関係書類

施工関係書類(通常工事の対象書類)

1. 下請工事検査報告書はH20.4.1共通仕様書改訂に伴い、提出は不要(ただし、下請を用いた場合は、必ず元請の検査が必要 建設業法)
2. 受注者保持の提示する書類(提出の必要がない書類)('以後、提示書類という。')については、本リストには掲載していない。